

～成田市役所市民課からのお知らせ～

平成29年7月30日をもって自動交付機の利用が終了します

成田市内3ヶ所に設置している（市役所1階市民課・中央公民館・三里塚コミュニティセンター）自動交付機による証明書交付サービスが、平成29年7月30日をもって終了します。

また、自動交付機で利用されている各種カードは、平成29年7月31日以降は次のような取扱いになります。

自動交付機で利用されているカード			
カードの種類	 <p>住民基本台帳カード</p>	 <p>印鑑登録証・なりた市民カード</p>	 <p>なりた市民カード</p>
平成29年7月31日以降	<ul style="list-style-type: none"> 自動交付機では利用できなくなります。 住基カードが有効期間内であれば、コンビニのマルチコピー機を利用して各種証明書を取得できます。 暗証番号の新規登録ができなくなります。（変更は可能です） 	<ul style="list-style-type: none"> 自動交付機では利用できなくなります。 窓口で印鑑登録証明書を取得する際に必要ですので引き続き大切に保管してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動交付機専用のカードのため、今後は使用できなくなります。

※大栄支所・下総支所に設置している窓口申請用端末（まどうけ）についても平成29年7月30日をもって利用を終了します。

自動交付機サービス終了後は、コンビニ交付をご利用ください

コンビニで証明書が取得可能です

個人番号カード（マイナンバーカード）または住民基本台帳カードを利用して、全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機で住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄（抄）本・戸籍の附票（本籍が市内の人）が取得できます。

個人番号カードの取得を希望される方は、裏面の「個人番号カードの申請方法について」を参照してください。



コンビニでの利用方法について

個人番号カードまたは自動交付サービス利用申請済みの住民基本台帳カードを持ってコンビニエンスストアに行き、自分でマルチコピー機を操作して、従業員を介さず証明書を受け取れます。証明書が印刷される用紙には、偽造防止の処置がされています。

- ① コンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機のメニュー画面から「行政サービス」を選び、画面案内に従って個人番号カードまたは住民基本台帳カードをかざします。
- ② 画面案内に従って必要な証明書を選択します。
- ③ 暗証番号（4ケタ）を入力します。
- ④ 交付手数料を支払った後、証明書が発行されます。



※自動交付機やコンビニで発行される住民票の写しについての注意

個人番号、住民票コード、変更の履歴は記載されません。

必要な方は、本人確認書類のできるものを持参し、窓口で申請してください。



サービスが利用できる店舗

- セブンイレブン
- ローソン
- サークルK
- サンクス
- ファミリーマート
- セーブオン
- ミニストップ
- イオン幕張新都心店（順次拡大予定）

取得できる証明書

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書（市に印鑑登録している人）
- 戸籍謄（抄）本（本籍が市内の人）
- 戸籍の附票（本籍が市内の人）

ご利用可能時間

6：30～23：00

※年末年始、機器メンテナンス日は除く

個人番号カードの申請方法について

各世帯に「通知カード」と「個人番号カード交付申請書(以下、申請書)」、「案内文」、「返信用封筒」一式が簡易書留で届いています。申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼付したうえで、ポストに投函してください。また、オンライン（パソコン・スマートフォン）による申請も可能です。（初回の手数料は無料です。）

ただし、住所異動等で変更前の氏名、住所が記載された申請書は使用できませんのでご注意ください。申請書は市民課窓口で再発行することができます。

詳しくは、市民課ホームページまたは個人番号カード総合サイトをご参照いただくか、市民課までお問い合わせください。



※個人番号カード総合サイト <https://www.kojinbango-card.go.jp>

問い合わせ先：成田市役所市民課（直通 20-1525）